

岩手県告示第792号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成29年11月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 埋立てのしゅん功認可をした年月日 平成29年10月26日
- 2 埋立てのしゅん功認可を受けた者の住所及び名称
  - (1) 住所 陸前高田市高田町字鳴石42番地5
  - (2) 名称 陸前高田市
- 3 埋立区域
  - (1) 位置 陸前高田市小友町字両替93番1、93番2、93番3、92番1、94番2、94番3及び102番並びに字冥加沢148番1、148番2、148番3及び148番4地先水面
  - (2) 区域 別紙図面のとおり。
  - (3) 面積 5,170.83平方メートル
- 4 埋立ての免許の年月日及び番号 平成19年6月29日岩手県指令漁港第152号
- 5 埋立地の所在市町村 陸前高田市

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。